

コロナ禍でも増え続ける後継者難倒産を救え

岸本 卓也
Takuya KishimotoPROFILEはこちら 

第1 新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響について

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」といいます。）は、今もなお企業活動等に大きな影響をもたらしていますが（以下「コロナ禍」といいます。）、株式会社帝国データバンクが発表した「全国企業倒産集計 2020年度上半期報」¹によると、2020年度上半期の倒産²件数は3956件と、上半期としては2000年度に次ぐ過去2番目に少ない件数となりました。これは経済産業省が打ち出した各種の資金繰り支援策等³が一定程度機能した結果といえますが、その一方で、後継者不在のため事業継続の見込みが立たなくなったこと等を要因とした倒産（以下「後継者難倒産」といいます。）の2020年度上半期における件数は230件と、前年同期比で1.3%増となっています。

第2 後継者難倒産が増加し続ける要因

後継者難倒産は、その名のとおり、後継者不在を要因とする倒産ですが、実は、後継者候補がいる場合であっても、承継を拒否された結果、後継者難倒産に至ってしまうことも少なくありません。

では、後継者候補が承継を拒否する理由はどこにあるので

しょうか。独立行政法人中小企業基盤整備機構が発表した「平成30年度『経営者保証に関するガイドライン』認知度調査結果」⁴によると、後継者候補が事業承継を拒否している場合の約7割が経営者保証の存在を理由に事業承継を拒否しています。すなわち、後継者候補が事業承継を拒否する主な理由は、自身が新たに経営者保証の対象となり、将来的に多額の債務を負う可能性があるため、ということです。

2025年までに平均引退年齢（70歳）を超える中小企業経営者は245万人にも上るといわれており、後継者難倒産を防ぐための措置の策定は急務とされています。そして、特に上記のような状況から、後継者難倒産の減少のためには、経営者保証に関する措置の策定が必須と考えられていました。

第3 経営者保証ガイドラインの特則の策定

前記第2のような状況をうけ、事業承継時の経営者保証の取扱いについての具体的な着眼点や対応手法等についての基準を明らかにする意味で、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」⁵（以下「GL特則」といいます。）が、2019年12月に策定・公表され、2020年4月から運用が開始されました。紙面の都合上、GL特則の詳細な内容の紹介は割愛しますが、GL特則では、概要、以下の

1: <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/20dokami.html>

2: ここでの「倒産」とは、銀行取引停止処分を受ける、内整理する、会社更生・民事再生・破産・特別清算の申立てを行った場合を指します。

3: 幣所HPにて新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業に対する資金繰り支援策をまとめておりますので、ご参照ください。
(https://www.ohebashi.com/jp/feature/2020_Corona_3.php)

4: https://www.smrj.go.jp/doc/research_case/keieisha_question2018.pdf

5: <https://www.jcci.or.jp/chusho/tokusoku.pdf>

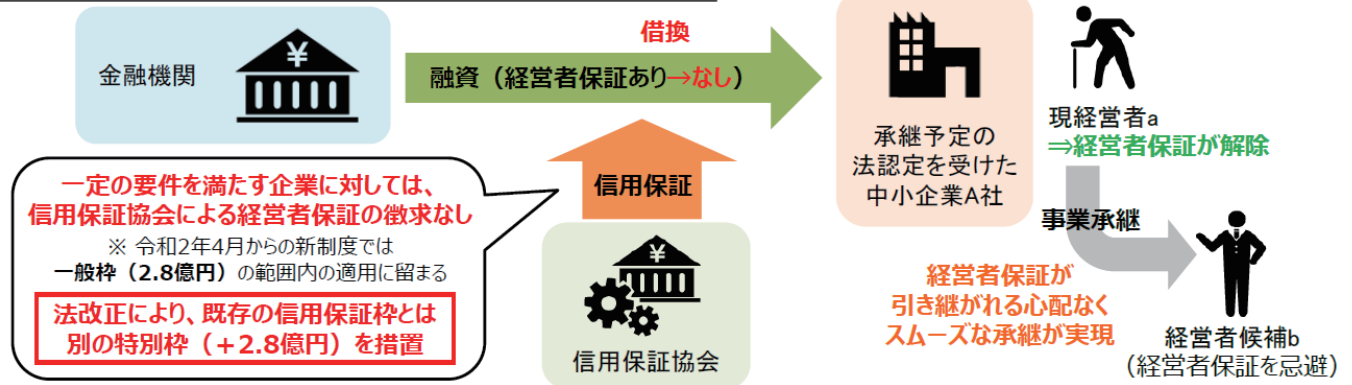
①ないし③の考え方が明確化されました。

- ① 前経営者及び後継者への二重の経営者保証の徴求を原則禁止とすること
- ② 事業承継に与える影響等を考慮して、後継者への経営者保証の可否を慎重に判断すること
- ③ 改正民法において第三者保証の利用が制限されること等を踏まえて、前経営者(特に経営権・支配権を有しないこととなる前経営者)の経営保証の見直しを行うこと

第4 経営者保証解除スキームの策定

前記第3に加え、経営者保証に関する措置として策定されたのが、以下で紹介する「事業承継特別保証」及び「経営承継借換関連保証」という制度です。これらの制度は、事業承継時に一定の要件のもとで、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度で、金融機関による更なる経営者保証の解除を後押しするための制度です。

<解除スキーム(保証なし債務への借換支援)のイメージ図>



(出典：中小企業庁「中小企業成長促進法について」<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005-1.pdf>)

1 事業承継特別保証

「事業承継特別保証」とは、中小企業信用保険法に基づいて2020年4月1日から開始された経営者保証解除スキームです。

<対象者>

3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は事業承継日から3年を経過していない法人⁶であって、以下の①ないし④を満たす法人が対象となります。

- ① 資産超過であること

- ② 返済緩和中ではないこと

※新型コロナの影響で返済条件の変更をした法人は②の要件は不要とされます。

- ③ EBITDA有利子負債率10倍以内
- ④ 法人と経営者の分離がなされていること⁷

<内容>

上記要件を満たした法人につき、信用保証協会が、信用保証の一般枠(限度額2.8億円、うち無担保は8千万円)の範囲内で、事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金等につ

6:2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないものを指します。事業承継時に要件を充足していない場合であっても、承継後3年以内に要件を充足すれば利用可能になるという利便性向上措置です。なお、経営承継借換関連保証については、この措置は策定されていません。

7:法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていないこと等を指します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いて保証を行います。当該借換資金等につき、信用保証協会から経営者保証の徴求がされない結果、経営者保証が解除されることとなります。保証料率は、原則として0.45%～1.90%とされますが、事業承継ネットワーク事務局に常駐する経営者保証コーディネーター⁸による確認を受けた場合は、例外的に0.20%～1.15%に軽減されます。

2 経営承継借換関連保証

「経営承継借換関連保証」とは、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「中小企業成長促進法」といいます。)に基づいて2020年10月1日から開始された経営者保証解除スキームです。

<対象者>

3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であって、経済産業大臣(政令で都道府県知事に委任されています。)の認定を受けた以下の①ないし④を満たす法人が対象となります。

- ① 資産超過であること
- ② 返済緩和中ではないこと
- ※新型コロナの影響で返済条件の変更をした法人は②の要件は不要とされます。
- ③ EBITDA有利子負債率10倍以内
- ④ 法人と経営者の分離がなされていること

8:主に中小企業診断士や税理士が選任されています。

<内容>

上記要件を満たした法人につき、信用保証協会が、信用保証の一般枠(2.8億円)とは「別枠」で、特別枠として、事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金等について保証(限度額2.8億円、うち無担保は8千万円)を行います。当該借換資金等につき、信用保証協会から経営者保証の徴求がされない結果、経営者保証が解除されることとなります。保証料率は、原則として0.45%～1.90%とされますが、事業承継ネットワーク事務局に常駐する経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は、例外的に0.20%～1.15%に軽減されます。

第5 今後について

前記第3及び第4のとおり、事業承継を円滑に行うための施策が続々と策定されていっていることから、今後、後継者難倒産の件数は減少していくものと思われませんが、これらの施策は運用開始からまだ日が浅く、その効果のほどは分かりません。

自身が後継者難倒産に至らないとしても取引先企業が後継者難倒産に至ってしまう可能性はあり、その場合には、当該企業に対する債権が回収不能となる可能性がありますので、全ての企業がこれらの施策の動向を注視しておく必要があるといえます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

 [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)